

## <金融史パネル>

### IMFの成立—BW会議前の隠れた対抗—

大妻女子大学

伊藤正直

リーマン・ショック後、ブレトンウッズ体制とは一体どのようなものであったのか、改めて問われている。本報告では、1941年8月の大西洋憲章締結から1943年4月の米「国際為替安定基金案」、英国政府「国際清算同盟案」発表あたりまでの時期を対象に、ケインズ案、ホワイト案それぞれの改訂の過程を検討することからこの問いを検討してみたい。

その際、まず第1に問い直されなくてはならないのは、バロー以後のケインズ神話解体後も、IMF成立期をみる際の基準となってきた「ユニバーサル・アプローチ」対「キー・カレンシー・アプローチ」という座標軸が果たしてどの程度有効なのか、という点である。これをみるためには、これまで個々に検出されてきたいくつかの対抗軸を、有機的に組み合わせて検討してみるという作業が必要だろう。

対抗軸の第1は、戦後の国際通商関係、国際金融関係を構築する理念をめぐるものである。「多角主義」(multilateral)対「双務主義」(bilateral, unilateral)の対抗として検出されてきたこの対抗は、一見すると、「多角主義」と「ユニバーサル・アプローチ」が照応し、「双務主義」と「キー・カレンシー・アプローチ」が照応するかのようである。だが、ことはそれほど単純ではない。IMF協定調印1年後に成立する英米金融協定や、1948年からのマーシャル・プランは確かに双務主義的なもので、英米金融協定を「反共イデオロギー」に基づく「多角主義」からの逸脱と説くガードナーの通説は、この照応関係を前提にしている。しかし、英米金融協定はIMFを補完するものであるという見方も可能である。別の視点に立てば、この2つの対抗軸をケインズ対ホワイトとして切り取るのか、ケインズ=ホワイト対ウィリアムズで切り取るのかという問題ともいえる。普遍主義者であると同時に英国の権益擁護者でもあるケインズは、英国内に、さらに厳格な「双務主義」を主張するイングランド銀行という反対者を抱え込んでいた。ケインズよりもさらに根底的な普遍主義者であるとともに米国の利益の擁護者でもあるホワイトも、米国内に、自由な資本移動と自らの対外融資の自由を求める市中銀行やニューヨーク連銀という反対者を抱え込んでいた。

対抗軸の第2は、作り出される機構の制度や性格をめぐるものである。ここでの焦点は、「銀行原理」対「基金原理」、「公的交換性」対「市場交換性」にある。第二次大戦終了後のイギリスが、債務国、財政破綻、経常収支赤字=累積ポンドという困難に直面したことは疑いようのない事実であったから、構築される国際通貨システムは、何よりもまず累積ポンド問題を処理しうものでなくてはならなかった。実際に、1944年7月のIMF協定調印後、8条解釈をめぐる「ケインズ・ロバートソン論争」、続いて英米間論争が展開されたが、そこではIMF協定8条2項と4項の関係について、2項の「市場交換性」と4項の「公的交換性」のどちらが優位に立つかが焦点となり、「ケインズの敗北」に帰結したといわれている。元々は、2項と4項の順番が英側と米側で異なっており(英案では4項が先)、ケインズは交換性を中央銀行間の義務と理解し、これに対し、ロバートソンは民間に対する義務と理解していた。いいかえると、ケインズは、中央銀行間の多角的決済を基礎に交換性を位置づけ、このことによって民間資本移動を規制できると考えていたのである。

対抗軸の第3は、成立した機構を維持し、運営していくための政策選択をめぐるものである。「自由通商優位」対「自由為替優位」の対抗、いいかえれば実体経済を軸に通貨体制を構想するのか、それとも貨幣経済の自律性を前提として通貨体制を構想するのかという対抗である。「拡大均衡(拡張主義による経済復興・完全雇用)」を実現することを目的とするなら、英側にとっては「自由通商」優位は決して望ましいものではない。このことは、同時に「赤字国責任論」対「黒字国責任論」という対抗を引き起こす。この対抗は、1971年のニクソン・ショックに際しても、また1985年のプラザ合意の際にも、繰り返して登場した。そのいずれの場合も、米は黒字国責任論を展開したが、この時期には全く逆に「赤字国責任論」を強く主張していた。IMFの成立以前に存在していた以上の対抗軸を改めて整理し直すことが本報告のさしあたりの課題となる。